

地方公共団体情報システム機構

第 32 回 経営審議委員会

令和 3 年 9 月 1 日 (水) 14:00 ~ 16:00
Web 開催

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る
中期計画 (第 1 期)(案)
- (2) 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る
年度計画 (令和 3 年度)(案)

3 閉会

地方公共団体情報システム機構 第 32 回経営審議委員会 配付資料

【議案】

議案第 1 号 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る
中期計画（第 1 期）（案）

議案第 2 号 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る
年度計画（令和 3 年度）（案）

【参考資料】

参考資料 1 個人番号カード関係事務に係る中期目標の概要

参考資料 2 個人番号カード関係事務に係る中期計画及び年度計画（案）の概要

参考資料 3 個人番号カード関係事務に係る中期目標、中期計画及び年度計画（案）

参考資料 4 参照条文

地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る 中期計画(第1期)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第38条の9第1項の規定に基づき、個人番号カード関係事務(同法第16条の2の規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第39条第1項に規定する認証事務をいう。)の実施に関し、番号利用法第38条の8第2項第1号に規定する中期目標の期間(令和3年9月1日～令和8年3月31日)において、当該中期目標を達成するための計画を次のように定める。

・業務目標と取組方針(業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. マイナンバーカードの発行・運営体制の強化に関する事項

マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等

令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、令和3年度中に、申請動向に応じて、1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、必要な申請受付・発行体制の強化を図る。

マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム(以下「マイナンバーカード関連システム」という。)について、令和3年度中に、1日当たり最大約16万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるよう増強を行う。

また、マイナンバーカード関連システムについて、引き続き、運用管理体制やシステムの強化(電子証明書の有効性確認に用いるサーバの2センター化等)等により、障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図る等、安全かつ安定的な運営を実施するとともに、次期システムにおいて国の支援の下2センター化やクラウド技術の活用などアーキテクチャの抜本的な見直しを進めること等を通して、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す。

迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送について、令和3年度中に、1日当たり最大16万件の申請に対し、原則として遅くとも14日以内実施できるようにするための体制整備を行う。また、更なる短縮についても検討を行う。

住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、原則として年間応答率 95%以上の確保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、マイナンバーカード紛失時等に一時利用停止を受け付ける業務を災害時でも継続するために2拠点化することを含め必要な体制強化を行う等、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進める。

次期のマイナンバーカード関連システムの構築等

ほぼ全国民がマイナンバーカードを利用することを前提に、セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築する。

その際、大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続できるよう2センター化することや、拡張性に優れたシステムを効率的に構築できるようクラウド技術を活用すること等を検討する。

また、マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行う。

マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新

マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、更新対象(マイナンバーカード又は電子証明書)を明確にした通知書及びパンフレットを送付する等の工夫を行い、円滑な作成・発行に努める。

また、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、予防保守の強化や障害発生時のレジリエンス(障害復旧力)の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。

加えて、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、ヘルプデスクの体制を確保するなど、必要な対応を行う。

あわせて、令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等必要な体制の検討・整備を行う。

2. マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項

コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定

顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに顔認証により申込ができるスマートフォンアプリの開発、コンビニエンスストアの端末で手続きができる仕組の構築等、必要なシステム開発・体制整備を実施する。

また、運用開始後は、コンビニエンスストア事業者と連携し、コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改修・体制整備等の検討を行う。

公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供

令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、本人同意情報等を管理する仕組や署名検証者に最新の基本4情報を提供する仕組の構築等、必要なシステム改修・体制整備等を実施する。

また、運用開始後は、本人同意に基づく基本4情報等の提供に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。

移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載

令和4年度中に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による公的個人認証法の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書(以下「移動端末設備用電子証明書」という。)のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行う仕組の構築等、必要なシステム改修・体制整備等を実施する。

また、運用開始後は、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。

国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用

令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、マイナンバーカードの継続利用に当たり、本人確認に用いる附票連携システムの構築等、必要なシステ

△開発・体制整備等を実施する。

また、運用開始後は、市区町村と連携し、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。

運転免許証とマイナンバーカードの一体化

令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。

また、運用開始後は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。

在留カードとマイナンバーカードの一体化

令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。

運用開始後は、在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。

住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等

関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行う。

次期マイナンバーカード仕様の設計の検討

次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏まえ、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討を行う。

・マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 効率的・効果的な組織体制の構築

マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、マイナンバーカードと

公的個人認証サービスの運用部門の一体化等、機構の各部門の連携を強化するとともに、オンライン会議の積極的な活用とペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行う。

また、マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築する。

さらに、災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、緊急時対応訓練を含め訓練の継続的な実施等により、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。

2. システム関連経費・調達効率化・合理化

マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、クラウド化や保守対応の集約など経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。

マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行う。

マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」(令和3年3月1日策定)に基づき、契約実績の公表を行う。

3. 働き方改革の推進による業務運営の効率化

マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークの計画的な実施やオンライン会議の積極的な活用、ペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図る。

・その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 人材の育成・確保

マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材

の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、国や地方公共団体など外部機関への職員派遣や人事交流、国の機関と連携した研修を含む職員研修の計画的実施、資格取得の促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。

2. 適正な事務処理の確保

マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第 38 条の 2 第 1 項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第 39 条第 1 項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個人情報等及び認証業務情報の安全管理措置等を適切に講じるとともに、機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。

3. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程(令和 3 年 3 月 31 日地情機規程第 8 号)並びに番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を適正に管理するため、リスク管理委員会を開催しつつ、PDCA サイクルによる個人情報の管理態勢(個人情報保護マネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。

また、引き続き、プライバシーマークの付与を受け、JIS Q15001 に適合した個人情報保護の水準を維持する。

4. 情報セキュリティ対策

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程(平成 31 年 3 月 29 日地情機規程第 5 号)第 12 条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しを行う。

また、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCA サイクルによる情報セキュリティの管理態勢(情報セキュリティマネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。

さらに、情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応する。

5. 情報公開・情報発信の充実・強化

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程(平成 29 年 11 月 14 日地情機規程第 22 号)に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。

また、機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施する。

地方公共団体情報システム機構における 個人番号カード関係事務に係る年度計画(令和3年度)

地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)における個人番号カード関係事務に係る中期計画(第1期)に基づき、令和3年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画を次のように定める。

・業務目標と取組方針(業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. マイナンバーカードの発行・運営体制の強化に関する事項

マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等

令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、令和3年度中に、申請動向に応じて、1月当たり最大約 480 万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、申請受付事業者及び発行事業者における人員の増強等、必要な体制の強化を図る。

マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム(以下「マイナンバーカード関連システム」という。)について、令和3年度中に、1日当たり最大約 16 万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるようサーバの増強を行う。

また、マイナンバーカード関連システムについて、引き続き、システムの運用監視を通じた予防保守の強化及び訓練の継続的な実施によるレジリエンス(障害復旧力)の強化による運用管理体制の強化やシステムの強化(電子証明書の有効性確認に用いるサーバの2センター化等)等により、障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図る等、安全かつ安定的な運営を実施するとともに、次期システム(令和3年度にシステムの全体設計を実施)において国の支援の下2センター化やクラウド技術の活用などアーキテクチャの抜本的な見直しを進めること等を通して、システム稼働率 99.9%以上の確保を目指す。

迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送について、令和3年度中に、1日当たり最大 16 万件の申請に対し、原則として遅くとも 14 日以内に実施できるようにするためサーバの増強等の体制整備を行うとともに、更なる短縮についても検討を行う。

住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、運用体制の強化を図り、原則として年間応答率 95%以上の確保

を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、マイナンバーカード紛失時等に一時利用停止を受け付ける業務を災害時でも継続するために2拠点化することを含め必要な体制強化を行う等、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進める。

次期のマイナンバーカード関連システムの構築等

ほぼ全国民がマイナンバーカードを利用することを前提に、セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築することを目指し、令和3年度は、これらのシステムの全体設計を行う。その際、大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続できるようバックアップセンターを構築し、2センター化することや、急速な業務量の増加に対応し拡張性に優れたシステムを効率的に構築できるようクラウド技術を活用すること等を検討する。

また、マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行う。

マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新

マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、更新対象(マイナンバーカード又は電子証明書)を明確にした通知書及びパンフレットを送付する等の工夫を行い、円滑な作成・発行に努める。

また、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、運用監視を通じた予防保守の強化や訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス(障害復旧力)の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。

加えて、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、ヘルプデスクの体制を確保するなど、必要な対応を行う。

あわせて、令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等必要な体制の検討を行う。

2. マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項

コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定

顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初

期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに顔認証により申込ができるスマートフォンアプリの開発、コンビニエンスストアの端末で手続きができる仕組の構築等、必要なシステム開発・コールセンター等の運用体制整備を実施し、サービスを開始する。

また、運用開始後は、コンビニエンスストア事業者と連携し、コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改修・体制整備等の検討を行う。

公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供

令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整を行い、本人同意情報等を管理する仕組や署名検証者に最新の基本4情報を提供するシステムの設計、機器の調達等を実施する。

移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載

令和4年度中に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書(以下「移動端末設備用電子証明書」という。)のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行うシステムの設計、機器の調達等を実施する。

国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用

令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、マイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用に当たり、本人確認に用いる附票連携システム等の設計・開発、戸籍の附票を個人認証の基盤として利用するために必要な住民票コードの記載が円滑に行われるよう市区町村への必要な支援等を実施する。

運転免許証とマイナンバーカードの一体化

令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁と、今後の取組について検討を行う。

在留カードとマイナンバーカードの一体化

令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁と、今後の取組について検討を行う。

住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等

関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションについて、国の支援の下で検討を行う。

次期マイナンバーカード仕様の設計の検討

次期マイナンバーカードについて、関係省庁と連携しつつ、マイナンバーカードの発行者の立場において技術的課題の検討を行う。

・マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 効率的・効果的な組織体制の構築

マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、個人番号運用監視センターの設置によるマイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体化等、機構の各部門の連携を強化するとともに、オンライン会議の積極的な活用とペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行う。

また、マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築する。

さらに、災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、具体的な障害の発生を想定した緊急時対応訓練を年2回、障害ごとの対応手順を確認するための訓練を毎月実施するなど、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。

2. システム関連経費・調達効率化・合理化

マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、クラウド化や保守対応の集約など経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。

マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会を随時開催するとともに、外部委員により構成される契約監視委員会の審議案件を増やすなど、調達の点検及び必要な見直しを行う。

また、マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」（令和3年3月1日策定）に基づき、契約実績を機構ホームページにおいて毎月公表する。

3. 働き方改革の推進による業務運営の効率化

マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、「新たな日常」を見据え、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークの計画的な実施やオンライン会議、チャットツール等の積極的な活用、ペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図る。

・その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 人材の育成・確保

マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、必要な人材の採用・確保による体制の増強、国や地方公共団体など外部機関への職員派遣、NICT 主催の研修への参加を含む職員研修の計画的実施、資格取得奨励制度による資格取得の促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。

また、多様なスキルや経験を有し、即戦力としてマイナンバーカード関係事務での活躍が期待できる中途採用を通年で実施する。

2. 適正な事務処理の確保

マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第 38 条の 2 第 1 項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第 39 条第 1 項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個

個人情報等及び認証業務情報の安全管理措置等を適切に講じるとともに、機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。

3. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程(令和3年3月31日地情機規程第8号)並びに番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を適正に管理するため、令和3年度リスク管理活動計画に基づき、リスク管理委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢(個人情報保護マネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。

また、プライバシーマーク付与事業者として、JIS Q15001に適合した個人情報保護の水準を維持する。

4. 情報セキュリティ対策

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程(平成31年3月29日地情機規程第5号)第12条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しを令和3年度中に行う。

また、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、令和3年度情報セキュリティ管理活動計画に基づき情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢(情報セキュリティマネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。

さらに、情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応する。

5. 情報公開・情報発信の充実・強化

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程(平成29年11月14日地情機規程第22号)に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。

また、機構ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体に対し、機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、分かりやすい情報発信を実施するほか、マイナンバーカードの利便性の向上に向けた取組についても情報提供を実施する。

主務大臣は、マイナンバーカード関係事務（マイナンバーカードの発行等及び公的個人認証に関する事務）について中期目標を策定し、J-LISに指示。J-LISが作成する中期目標を達成するための計画（中期計画）を認可。期間は令和3年9月～令和8年3月末の4年7ヶ月とする。

1. マイナンバーカードの発行・運営体制の強化に関する事項

（1）マイナンバーカードの発行・システムの運営等

令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、必要な申請受付・発行体制の強化
申請受付から市区町村へのカード発送を原則として、遅くとも14日以内で実施
マイナンバーカード関連システム()の稼働率99.9%以上、コールセンター・ヘルプデスクの応答率95%以上を確保
()マイナンバーカード管理システム及び公的個人認証サービスシステム

（2）次期のマイナンバーカード関連システムの構築等

災害時の業務継続性の確保等の観点から、次期のマイナンバーカード関連システムを構築
政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等を検討

（3）マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新

有効期限到来件数の増加や電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じた対応

2. マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項

電子証明書のスマートフォン搭載、海外継続利用、運転免許証との一体化、関係機関との連携によるアプリケーションの開発等、次期マイナンバーカード仕様の設計の検討等について実施

3. マイナンバーカード関係事務の業務運営の効率化に関する事項等

効率的・効果的な組織体制の構築、システム関連経費・調達効率化・合理化、働き方改革の推進、人材の採用・育成等

概要

中期計画

- ・中期目標を達成するための計画（主務大臣の認可）
- ・期間：令和3年9月～令和8年3月末（4年7ヶ月）

年度計画

- ・中期計画に基づくその事業年度の計画（主務大臣への届出）
- ・期間：令和3年9月～令和4年3月末（7ヶ月）

（注）本資料中、赤字の箇所は、中期計画及び年度計画で記載したもの、青字の箇所は、年度計画に記載したもの

1. 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 -マイナンバーカードの発行・運営体制の強化に関する事項

マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等

- 令和3年度中に、申請動向に応じ、1月当たり最大約480万枚を市区町村に発送できるよう、申請受付事業者及び発行事業者における人員の増強等、必要な体制の強化。
- 令和3年度中に、1日当たり最大約16万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるよう、サーバの増強。申請受付から市区町村へのカード発送を原則として、遅くとも14日以内で行えるよう、サーバを増強、更なる短縮も検討。
- 予防保守の強化やレジリエンス（障害復旧力）の強化により、安定的かつ安全な運営を行うとともに、次期システムにおいて国の支援の下アーキテクチャの抜本的な見直しを進めること等を通して、稼働率99.9%以上の確保を目指す。
- コールセンター・ヘルプデスクについて、国の支援の下、運用体制の強化を図り、原則として年間応答率95%以上の確保を目指す。

次期のマイナンバーカード関連システムの構築等

- 業務継続性の確保等の観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築することを目指し、令和3年度にシステムの全体設計を実施。その際、大規模災害時等でも業務継続が可能な2センター化や、拡張性に優れたシステムの効率的構築が可能なようクラウド技術の利用の検討。
- 政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等を検討。

マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新

- 国民にとって内容が分かりやすいよう、更新対象（マイナンバーカード又は電子証明書）を明確にした有効期限通知書等の送付等。
- システムの運用監視を通じた予防保守の強化や訓練の継続実施による障害発生時のレジリエンス（障害復旧力）の強化等により、安全かつ安定的な運営。
- 電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、ヘルプデスクの体制確保等。
- 令和7年度以降の電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等必要な体制の検討・整備。

2. 業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項

コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定

- 顔認証により申込ができるスマホアプリ開発等のシステム開発・コールセンター等の運用体制整備を行い、令和3年度にサービス開始。

本人同意に基づく基本4情報等の提供

- 令和4年度中に開始するため、基本4情報を提供するための仕組の構築等、システム改修・体制整備。令和3年度は、システムの設計、機器の調達等。

移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載

- 令和4年度中に実現されるよう、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行う仕組みの構築等、システム改修・体制整備。令和3年度は、システムの設計、機器の調達等。

国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用

- 令和6年度中に可能にするため、本人確認に用いる附票連携システムの構築等、システム開発・体制整備。令和3年度は、同システムの設計・開発等。

運転免許証とマイナンバーカードの一体化

- 令和6年度中に開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、システム構築・体制整備。令和3年度は、取組の検討。

在留カードとマイナンバーカードの一体化

- 令和7年度中に開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、システム構築・体制整備。令和3年度は、取組の検討。

住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等

- 関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる、地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で実施。令和3年度は、アプリケーションの検討。

次期マイナンバーカード仕様の設計の検討

- 次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏まえ、技術的検討。令和3年度は、関係省庁と連携しつつ、技術的課題の検討。

3 . マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 . 効率的・効果的な組織体制の構築

- 機構の各部門の連携の強化、オンライン会議・ペーパーレス化など業務の合理化・効率化及び機動的な人員の配置。
- マイナンバーカード関連システムの監視による性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制。具体的な障害の発生を想定した緊急時対応訓練（年2回）を含め、訓練の継続的实施によるレジリエンス（障害復旧力）の強化等、危機管理に強い組織体制。

2 . システム関連経費・調達効率化・合理化

- マイナンバーカード関連システムの経費の効率化・合理化。
- 調達改善検討委員会（随時）や外部有識者で構成する契約監視委員会（審査案件増）による調達の点検及び必要な見直し。
- 調達に係る契約の透明化の観点から、契約実績を機構HPにおいて毎月公表。

3 . 働き方改革の推進による業務運営の効率化

- 「新たな日常」を見据え、テレワークの計画的実施やチャットツールの活用等、職員の働き方改革や業務の電子化の推進。

4 . その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する目標を達成するためとるべき措置

1 . 人材の育成・確保

- 人材の採用・確保による体制増強、外部機関への職員派遣、国の機関と連携した研修を含む職員研修の計画的実施、資格取得の促進、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用。即戦力として活躍が期待できる中途採用の通年実施。

2 . 適正な事務処理の確保

- 機構処理事務特定個人情報等及び認証業務情報の安全管理措置等。

3 . 個人情報保護

- リスク管理活動計画に基づく、P D C Aサイクルによる個人情報の管理態勢の着実な運用と改善。

4 . 情報セキュリティ対策

- 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえた規程等の見直し（令和3年度中）。
- 情報セキュリティ管理活動計画に基づく、P D C Aサイクルによる情報セキュリティの管理態勢の着実な運用と改善。

5 . 情報公開・情報発信の充実・強化

- マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開。
- 機構HP等によるマイナンバーカード関係事務に係る業務の情報発信、マイナンバーカードの利便性向上に向けた取組の情報提供。

個人番号カード関係事務に係る中期目標、中期計画及び年度計画（案）

中期目標	中期計画（案）	年度計画（案）
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第38条の8第1項の規定に基づき、個人番号カード関係事務（同法第16条の2の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第39条第1項に規定する認証事務をいう。）の実施に関し、機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>・個人番号カード（マイナンバーカード）関係事務に係る機構の役割</p> <p>機構は、平成25年5月のマイナンバー関連4法の成立を受けて、地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「機構法」という。）により平成26年4月に地方共同法人として設立され、同月から公的個人認証サービスの運用を開始し、マイナンバー制度の導入に必要なシステムの開発を行い、平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からは、市区町村からの委任を受けマイナンバーカードの発行を行ってきた。</p> <p>マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル政府・社会を支える基盤となるものであり、社会全体のデジタル化を進めるにあたっては、マイナンバーカードの普及拡大が重要となるとともに、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム（以下「マイナンバーカード関連システム」という。）の安定性をさらに高めていく必要がある。</p> <p>このため、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）では、番号利用法及び機構法の改正が行われ、機構は、マイナンバーカードを発行する主体として明確に位置付けられるとともに、国及び地方公共団体が共同して運営する法人とされ、主務大臣（内閣総理大臣及</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第38条の9第1項の規定に基づき、個人番号カード関係事務（同法第16条の2の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第39条第1項に規定する認証事務をいう。）の実施に関し、番号利用法第38条の8第2項第1号に規定する中期目標の期間（令和3年9月1日～令和8年3月31日）において、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のように定める。</p>	<p>地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）における個人番号カード関係事務に係る中期計画（第1期）に基づき、令和3年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画を次のように定める。</p>

中期目標	中期計画（案）	年度計画（案）
<p>び総務大臣をいう。)による中期目標の策定や中期計画の認可に関する規定が整備されるなど、国のガバナンスの抜本的な強化が図られた。</p> <p>さらに、マイナンバーカード関連システムの設置・運用経費（国負担分）については、国の業務システムを一括して統括・監理するデジタル庁に予算が計上され、デジタル庁から機構へ支出することにより、デジタル庁が実質的にシステム企画及び調達に関与することとなる。</p> <p>新たな体制の下で、機構は、「情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与すること」を目的とする組織として、安全・安心で利便性の高いデジタル政府・社会を支える基盤となるマイナンバーカードについて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）等に基づき、関連システムの安全かつ安定的な運用やより強固で安定的にするための開発・増強、サービスの一層の向上等に努め、徹底した住民目線での行政サービスの刷新を行い、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会の実現に寄与することが求められる。</p> <p>・中期目標の期間 中期目標の期間は、令和3年9月1日から令和8年3月31日までの4年7か月とする。</p> <p>中期目標の内容については、必要に応じ、適宜見直しを行うこととする。</p> <p>・業務目標と取組方針（業務の質の向上に関する事項）</p> <p>1. マイナンバーカードの発行・運営体制の強化に関する事項 マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等 令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、想定される市区町村への毎月のカード発送数に基づき、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要な申請受付・発行体制の強化を図ること。</p>	<p>・業務目標と取組方針（業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）</p> <p>1. マイナンバーカードの発行・運営体制の強化に関する事項 マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等 令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、令和3年度中に、申請動向に応じて、1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、必要な申請受付・発行体制の強化を図る。</p>	<p>・業務目標と取組方針（業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）</p> <p>1. マイナンバーカードの発行・運営体制の強化に関する事項 マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等 令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、令和3年度中に、申請動向に応じて、1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、申請受付事業者及び発行事業者における人員の増強等、必要な体制の強化を図る。</p>

中期目標	中期計画（案）	年度計画（案）
<p>マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、マイナンバーカード関連システムについて、必要な増強等を行うとともに、国の支援の下、安全かつ安定的な運営を実施し、システム稼働率99.9%以上の確保を目指すこと。</p> <p><注：原文には稼働率の注釈有> 稼働率 = (年間のサービス提供時間() - 年間のサービス停止時間()) ÷ 年間のサービス提供時間() ()保守作業等(庁舎停電等の外部要因を含む。)による計画停止時間を除く。</p> <p>迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送を、原則として遅くとも14日以内に実施できるようにするとともに、更なる短縮についても検討を行うこと。</p> <p>住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、原則として年間応答率95%以上の確保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進めること。</p> <p>次期のマイナンバーカード関連システムの構築等 セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築すること。</p>	<p>マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム(以下「マイナンバーカード関連システム」という。)について、令和3年度中に、1日当たり最大約16万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるよう増強を行う。</p> <p>また、マイナンバーカード関連システムについて、引き続き、運用管理体制やシステムの強化(電子証明書の有効性確認に用いるサーバの2センター化等)等により、障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図る等、安全かつ安定的な運営を実施するとともに、次期システムにおいて国の支援の下2センター化やクラウド技術の活用などアーキテクチャの抜本的な見直しを進めること等を通して、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す。</p> <p>迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送について、令和3年度中に、1日当たり最大16万件の申請に対し、原則として遅くとも14日以内に実施できるようにするための体制整備を行う。また、更なる短縮についても検討を行う。</p> <p>住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、原則として年間応答率95%以上の確保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、マイナンバーカード紛失時等に一時利用停止を受け付ける業務を災害時でも継続するために2拠点化することを含め必要な体制強化を行う等、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進める。</p> <p>次期のマイナンバーカード関連システムの構築等 ほぼ全国民がマイナンバーカードを利用することを前提に、セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築する。 その際、大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続でき</p>	<p>マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム(以下「マイナンバーカード関連システム」という。)について、令和3年度中に、1日当たり最大約16万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるようサーバの増強を行う。</p> <p>また、マイナンバーカード関連システムについて、引き続き、システムの運用監視を通じた予防保守の強化及び訓練の継続的な実施によるレジリエンス(障害復旧力)の強化による運用管理体制の強化やシステムの強化(電子証明書の有効性確認に用いるサーバの2センター化等)等により、障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図る等、安全かつ安定的な運営を実施するとともに、次期システム(令和3年度にシステムの全体設計を実施)において国の支援の下2センター化やクラウド技術の活用などアーキテクチャの抜本的な見直しを進めること等を通して、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す。</p> <p>迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送について、令和3年度中に、1日当たり最大16万件の申請に対し、原則として遅くとも14日以内に実施できるようにするためサーバの増強等の体制整備を行うとともに、更なる短縮についても検討を行う。</p> <p>住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、運用体制の強化を図り、原則として年間応答率95%以上の確保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、マイナンバーカード紛失時等に一時利用停止を受け付ける業務を災害時でも継続するために2拠点化することを含め必要な体制強化を行う等、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進める。</p> <p>次期のマイナンバーカード関連システムの構築等 ほぼ全国民がマイナンバーカードを利用することを前提に、セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築することを目指し、令和3年度は、これらのシステムの全体設計を行う。その際、大規模災害時やシステム障害時でも業務が</p>

中期目標	中期計画（案）	年度計画（案）
<p>また、マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行うこと。</p> <p>マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新 マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう工夫し、円滑な作成・発行に努めるとともに、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムの安全かつ安定的な運営を実施すること。</p> <p>また、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて必要な対応を行うこと。 あわせて、令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、必要な体制の検討・整備を行うこと。</p> <p>2. マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項 コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定 顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。</p> <p>運用開始後は、コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改</p>	<p>るよう2センター化することや、拡張性に優れたシステムを効率的に構築できるようクラウド技術を活用すること等を検討する。</p> <p>また、マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行う。</p> <p>マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新 マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、更新対象(マイナンバーカード又は電子証明書)を明確にした通知書及びパンフレットを送付する等の工夫を行い、円滑な作成・発行に努める。</p> <p>また、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、予防保守の強化や障害発生時のレジリエンス(障害復旧力)の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。</p> <p>加えて、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、ヘルプデスクの体制を確保するなど、必要な対応を行う。 あわせて、令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等必要な体制の検討・整備を行う。</p> <p>2. マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項 コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定 顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに顔認証により申込ができるスマートフォンアプリの開発、コンビニエンスストアの端末で手続きができる仕組の構築等、必要なシステム開発・体制整備を実施する。</p> <p>また、運用開始後は、コンビニエンスストア事業者と連携し、コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応</p>	<p>継続できるようバックアップセンターを構築し、2センター化することや、急速な業務量の増加に対応し拡張性に優れたシステムを効率的に構築できるようクラウド技術を活用すること等を検討する。</p> <p>また、マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行う。</p> <p>マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新 マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、更新対象(マイナンバーカード又は電子証明書)を明確にした通知書及びパンフレットを送付する等の工夫を行い、円滑な作成・発行に努める。</p> <p>また、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、運用監視を通じた予防保守の強化や訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス(障害復旧力)の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。</p> <p>加えて、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、ヘルプデスクの体制を確保するなど、必要な対応を行う。 あわせて、令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等必要な体制の検討を行う。</p> <p>2. マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項 コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定 顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに顔認証により申込ができるスマートフォンアプリの開発、コンビニエンスストアの端末で手続きができる仕組の構築等、必要なシステム開発・コールセンター等の運用体制整備を実施し、サービスを開始する。</p> <p>また、運用開始後は、コンビニエンスストア事業者と連携し、コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、</p>

中期目標	中期計画（案）	年度計画（案）
<p>修・体制整備等の検討を行うこと。</p> <p>公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供 令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。</p> <p>運用開始後は、本人同意に基づく基本4情報等の提供に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。</p> <p>移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載 令和4年度中に、整備法による公的個人認証法の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用電子証明書」という。）のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。</p> <p>運用開始後は、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。</p> <p>国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用 令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。</p>	<p>じ、システム改修・体制整備等の検討を行う。</p> <p>公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供 令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、本人同意情報等を管理する仕組や署名検証者に最新の基本4情報を提供する仕組の構築等、必要なシステム改修・体制整備等を実施する。</p> <p>また、運用開始後は、本人同意に基づく基本4情報等の提供に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。</p> <p>移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載 令和4年度中に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による公的個人認証法の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用電子証明書」という。）のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行う仕組の構築等、必要なシステム改修・体制整備等を実施する。</p> <p>また、運用開始後は、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。</p> <p>国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用 令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、マイナンバーカードの継続利用に当たり、本人確認に用いる附票連携システムの構築等、必要なシステム開発・体制整備等を実施する。</p>	<p>システム改修・体制整備等の検討を行う。</p> <p>公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供 令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整を行い、本人同意情報等を管理する仕組や署名検証者に最新の基本4情報を提供するシステムの設計、機器の調達等を実施する。</p> <p>移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載 令和4年度中に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用電子証明書」という。）のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行うシステムの設計、機器の調達等を実施する。</p> <p>国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用 令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、マイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用に当たり、本人確認に用いる附票連携システム等の設計・開発、戸籍の附票を個人認証の基盤として利用するために必要な住民票コードの記載が円滑に行われるよう市区町村への必要な支援等を実</p>

中期目標	中期計画（案）	年度計画（案）
<p>運用開始後は、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。</p> <p>運転免許証とマイナンバーカードの一体化 令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。</p> <p>運用開始後は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。</p> <p>在留カードとマイナンバーカードの一体化 令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。</p> <p>運用開始後は、在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。</p> <p>住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等 関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行うこと。</p> <p>次期マイナンバーカード仕様の設計の検討 次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏</p>	<p>また、運用開始後は、市区町村と連携し、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。</p> <p>運転免許証とマイナンバーカードの一体化 令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。</p> <p>また、運用開始後は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。</p> <p>在留カードとマイナンバーカードの一体化 令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。</p> <p>運用開始後は、在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。</p> <p>住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等 関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行う。</p> <p>次期マイナンバーカード仕様の設計の検討 次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏ま</p>	<p>施する。</p> <p>運転免許証とマイナンバーカードの一体化 令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁と、今後の取組について検討を行う。</p> <p>在留カードとマイナンバーカードの一体化 令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁と、今後の取組について検討を行う。</p> <p>住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等 関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションについて、国の支援の下で検討を行う。</p> <p>次期マイナンバーカード仕様の設計の検討 次期マイナンバーカードについて、関係省庁と連携しつつ、マイナンバーカードの発行者の立場において技術的課</p>

中期目標	中期計画（案）	年度計画（案）
<p>まえ、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討を行うこと。</p> <p>・マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的・効果的な組織体制の構築</p> <p>マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、各部門の連携を強化するとともに、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行うこと。</p> <p>マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築すること。</p> <p>災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、危機管理に強い組織体制を構築すること。</p> <p>2. システム関連経費・調達効率化・合理化</p> <p>マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図ること。</p> <p>マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行うこと。</p> <p>マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に</p>	<p>え、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討を行う。</p> <p>・マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1. 効率的・効果的な組織体制の構築</p> <p>マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、マイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体化等、機構の各部門の連携を強化するとともに、オンライン会議の積極的な活用とペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行う。</p> <p>また、マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築する。</p> <p>さらに、災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、緊急時対応訓練を含め訓練の継続的な実施等により、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。</p> <p>2. システム関連経費・調達効率化・合理化</p> <p>マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、クラウド化や保守対応の集約など経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。</p> <p>マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行う。</p> <p>マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契</p>	<p>題の検討を行う。</p> <p>・マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1. 効率的・効果的な組織体制の構築</p> <p>マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、個人番号運用監視センターの設置によるマイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体化等、機構の各部門の連携を強化するとともに、オンライン会議の積極的な活用とペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行う。</p> <p>また、マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築する。</p> <p>さらに、災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、具体的な障害の発生を想定した緊急時対応訓練を年2回、障害ごとの対応手順を確認するための訓練を毎月実施するなど、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。</p> <p>2. システム関連経費・調達効率化・合理化</p> <p>マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、クラウド化や保守対応の集約など経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。</p> <p>マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会を随時開催するとともに、外部委員により構成される契約監視委員会の審議案件を増やすなど、調達の点検及び必要な見直しを行う。</p> <p>また、マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に</p>

中期目標	中期計画（案）	年度計画（案）
<p>係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に、契約実績の公表を行うこと。</p> <p>3.働き方改革の推進による業務運営の効率化 マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークやペーパーレスの導入等、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図ること。</p> <p>.その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項</p> <p>1.人材の育成・確保 マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組むこと。</p> <p>2.適正な事務処理の確保 マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第38条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第39条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じること。</p>	<p>約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」(令和3年3月1日策定)に基づき、契約実績の公表を行う。</p> <p>3.働き方改革の推進による業務運営の効率化 マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークの計画的な実施やオンライン会議の積極的な活用、ペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>.その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1.人材の育成・確保 マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、国や地方公共団体など外部機関への職員派遣や人事交流、国の機関と連携した研修を含む職員研修の計画的実施、資格取得の促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。</p> <p>2.適正な事務処理の確保 マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第38条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第39条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個人情報等及び認証業務情報の安全管理措置等を適切に講じるとともに、</p>	<p>係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」(令和3年3月1日策定)に基づき、契約実績を機構ホームページにおいて毎月公表する。</p> <p>3.働き方改革の推進による業務運営の効率化 マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、「新たな日常」を見据え、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークの計画的な実施やオンライン会議、チャットツール等の積極的な活用、ペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>.その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1.人材の育成・確保 マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、必要な人材の採用・確保による体制の増強、国や地方公共団体など外部機関への職員派遣、NICT主催の研修への参加を含む職員研修の計画的実施、資格取得奨励制度による資格取得の促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。</p> <p>また、多様なスキルや経験を有し、即戦力としてマイナンバーカード関係事務での活躍が期待できる中途採用を通年で実施する。</p> <p>2.適正な事務処理の確保 マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第38条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第39条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個人情報等及び認証業務情報の安全管理措置等を適切に講じるとともに、</p>

中期目標	中期計画（案）	年度計画（案）
<p>3. 個人情報保護</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報の適正な管理を徹底すること。</p> <p>4. 情報セキュリティ対策</p> <p>政府の情報セキュリティ対策における基準等やサイバー攻撃の実態等を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する方針を策定し、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図ること。</p> <p>5. 情報公開・情報発信の充実・強化</p> <p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の趣旨にのっとり、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執ること。</p> <p>機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民</p>	<p>機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。</p> <p>3. 個人情報保護</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程(令和3年3月31日地情機規程第8号)並びに番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を適正に管理するため、リスク管理委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢(個人情報保護マネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。</p> <p>また、引き続き、プライバシーマークの付与を受け、JIS Q15001に適合した個人情報保護の水準を維持する。</p> <p>4. 情報セキュリティ対策</p> <p>政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程(平成31年3月29日地情機規程第5号)第12条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しを行う。</p> <p>また、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢(情報セキュリティマネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。</p> <p>さらに、情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応する。</p> <p>5. 情報公開・情報発信の充実・強化</p> <p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程(平成29年11月14日地情機規程第22号)に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。</p> <p>また、機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地</p>	<p>機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。</p> <p>3. 個人情報保護</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程(令和3年3月31日地情機規程第8号)並びに番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を適正に管理するため、令和3年度リスク管理活動計画に基づき、リスク管理委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢(個人情報保護マネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。</p> <p>また、プライバシーマーク付与事業者として、JIS Q15001に適合した個人情報保護の水準を維持する。</p> <p>4. 情報セキュリティ対策</p> <p>政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程(平成31年3月29日地情機規程第5号)第12条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しを令和3年度中に行う。</p> <p>また、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、令和3年度情報セキュリティ管理活動計画に基づき情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢(情報セキュリティマネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。</p> <p>さらに、情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応する。</p> <p>5. 情報公開・情報発信の充実・強化</p> <p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程(平成29年11月14日地情機規程第22号)に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。</p> <p>また、機構ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体に対し、機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の</p>

中期目標	中期計画（案）	年度計画（案）
及び地方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施すること。	方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施する。	内容及び成果について、分かりやすい情報発信を実施するほか、マイナンバーカードの利便性の向上に向けた取組についても情報提供を実施する。

参照条文

地方公共団体情報システム機構法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（抄）・・・ 2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）・・・ 15

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（抄）・・・ 17

地方公共団体情報システム機構法（抄）

（代表者会議の権限）

第9条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 業務方法書の作成又は変更
 - 三 予算及び事業計画の作成又は変更
 - 四 決算
 - 五 役員の報酬及び退職金
 - 六 その他代表者会議が特に必要と認めた事項
- 2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。
- 3 代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる

（業務の範囲）

第22条 機構は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務を行うこと。
- 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定により処理することとされている事務を行うこと。
- 三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により処理することとされている事務を行うこと。
- 四 地方公共団体の情報システムの開発及び運用
- 五 地方公共団体の職員に対する地方公共団体の情報システムに関する教育及び研修
- 六 地方公共団体の情報システムに関する調査研究
- 七 地方公共団体の情報システムに関する事務の受託
- 八 地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（業務方法書）

第23条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令又は定款に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

附 則

（デジタル基盤改革支援基金）

第9条の2 機構は、令和八年三月三十一日までの間に限り、次の各号のいずれにも該当する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるためにデジタル基盤改革支援基金（以下この

条及び次条において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一 第二十二条第八号に掲げる業務のうち次のいずれかに該当するもの

イ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)を活用した情報システムの共同化に関する支援

ロ 地方公共団体に対する申請、届出その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため必要な国及び地方公共団体の情報システムの連携に関する支援

ハ サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する支援

二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。
- 3 機構は、第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。
- 4 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 5 機構は、基金を廃止する場合において、当該基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(抄)

(個人番号カード用署名用電子証明書の発行)

第3条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を經由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書(署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)であって、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)に記録するもの(以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地市町村長」という。)に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台

帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

- 3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「署名利用者確認」という。)をするものとし、署名利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。
- 4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。
- 5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録)

第8条 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用署名用電子証明書(当該個人番号カード用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録)

第11条 第九条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、第九条第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録)

第12条 機構は、住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報(第三十一条において「機構保存本人確認情報」という。)によって個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があったこと。

二 当該署名利用者に係る住民票が消除されたこと。

（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第13条 機構は、前条に定めるもののほか、個人番号カード用署名用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第14条 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号（機構が当該個人番号カード用署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効）

第15条 個人番号カード用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第十一条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第十二条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報を記録したとき。

三 機構が第十三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたとき

は、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該個人番号カード用署名用電子証明書に個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第16条 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている個人番号カード用署名用電子証明書失効情報(第十一条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報、第十二条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報、第十三条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であって、それらの個人番号カード用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の発行)

第16条の2 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であって、移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第二号口に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。)に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの(以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録)

第16条の7 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書(当該移動端末設備用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「移動端末設備用署名用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録)

第16条の10 第十六条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、第十六条の八第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第16条の11 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ(以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第16条の12 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号(機構が当該移動端末設備用署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録)

第16条の13 機構は、第十五条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の失効)

第16条の14 移動端末設備用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第十六条の十の規定により移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
 - 二 機構が第十六条の十一の規定により移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。
 - 三 機構が第十六条の十二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
 - 四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。
 - 五 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。
- 2 機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用署名用電子証明書に移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。
- 3 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第16条の15 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている移動端末設備用署名用電子証明書失効情報(第十六条の十の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報、第十六条の十一の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、第十六条の十二の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第十六条の十三の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であって、それらの移動端末設備用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等)

第18条 機構は、次条第一項若しくは第四項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者（以下「署名検証者等」という。）の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報（第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報及び第十六条の十から第十六条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。）の提供を行うものとする。

2 機構は、署名検証者等の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル（第十六条の規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル及び第十六条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報（署名用電子証明書（第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。

4 機構は、署名検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第十六条の四の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第五条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

5 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者

に係る第二十二條第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第二十四條の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る同項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

第22条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書(利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。)であって、個人番号カードに記録するもの(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「利用者証明利用者確認」という。)をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第27条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書(当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

第30条 第二十八條第一項の申請又は前條第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、第二十八條第一項の申請があった旨又は前條第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの條の規定により記録す

る年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録）

第31条 機構は、機構保存本人確認情報によって個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 当該利用者証明利用者に係る住民票が消除されたこと（住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（次号において「転出届」という。）に基づき当該住民票が消除された場合を除く。）
- 二 当該利用者証明利用者が転出届をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過したこと。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第32条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第33条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号（機構が当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効）

第34条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第三十条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第三十一条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報を記録したとき。

三 機構が第三十二条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第35条 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十一条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報、第三十二条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第三十三条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。))の集合物であって、それらの個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行)

第35条の2 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者(当該利用者証明利用者が署名利用者である場合に限る。)は、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であって、移動端末設備に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合

においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

- 3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。
- 5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知しなければならない。
- 6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第35条の7 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書(当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

第35条の10 第三十五条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、第三十五条の八第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第35条の11 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明

書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第35条の12 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号(機構が当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録)

第35条の13 機構は、第三十四条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効)

第35条の14 移動端末設備用利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第三十五条の十の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第三十五条の十一の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

三 機構が第三十五条の十二の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用利用者

証明用電子証明書に移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第35条の15 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報(第三十五条の十の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十五条の十一の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報、第三十五条の十二の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第三十五条の十三の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であって、それらの移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第37条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2 機構は、利用者証明検証者の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(第三十五条の規定による保存期間が経過していない個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び第三十五条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。)の提供を行うことができる。

3 機構は、利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項(以下「対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」という。)を提供するものとする。

一 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第三十五条の四の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号

(特定利用者証明検証者証明符号)

第38条の3 特定利用者証明検証者は、機構に対し、特定利用者証明検証者であることを示す符号（以下「特定利用者証明検証者証明符号」という。）の提供を求めることができる。

2 機構は、特定利用者証明検証者から前項の求めがあったときは、総務省令で定めるところにより、特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うものとする。

3 機構及び特定利用者証明検証者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うに当たって合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

（認証事務管理規程）

第39条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）に関し総務省令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（報告書の公表）

第41条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第五項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）

（個人番号カードの発行等）

第16条の2 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

（個人番号カードの発行に関する手数料）

第18条の2 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

第38条の8 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表し

なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十一第一項第二号及び第三号において同じ。）

二 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する事項

三 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項

四 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要事項

（個人番号カード関係事務に係る中期計画）

第38条の9 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十八条の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（個人番号カード関係事務に係る年度計画）

第38条の10 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画（次条第五項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等）

第38条の11 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

2 機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、

行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

- 4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。
- 5 機構は、第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（抄）

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第23条の2 法第十六条の二第二項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物（この号及び第三十六条第二項第二号において「個人番号通知書等」という。）の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された個人番号通知書等の再度の発送を除く。）
- 二 個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理
- 三 交付申請書及び第二十八条第一項に規定する再交付申請書の受付及び保存
- 四 電話による個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものに限る。）の受付
- 五 第三十五条第一項の規定により市町村長から委任された事務

（個人番号カードの発行）

第23条の3 機構は、令第十三条第一項又は第二項の規定により提出を受けた交付申請書に不備がないことを認めるときは、第三十四条に規定する個人番号カードに関する技術的基準に適合するように個人番号カードを発行するものとする。

（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）

第35条 市町村長は、機構に、個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる。

- 一 個人番号カード交付通知書（個人番号カードを交付するため、住所地市町村長が交付申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）の作成
- 二 個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応

2 （略）